

契約監視委員会規程

平成28年4月1日
28（規程）第41号
最終改正 令和5年4月1日
令05（規程）第5号

（目的）

第1条 この規程は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）の入札及び契約手続きの合規性及び透明性を確保し、公正な競争を促進等させるために必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌業務）

第2条 委員会は、次に掲げる任務を行う。

- （1）機構が策定する調達等合理化計画及び調達に関する自己評価について、点検を行うこと。
- （2）機構が締結した契約のうち、競争性のない随意契約（少額随意契約及び不落随意契約を除く。）及び一者応札・応募による契約に関し、入札及び契約手続きの運用状況等について事後点検を行うこと。

（構成）

第3条 委員は、監事並びに公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる、理事長が委嘱する学識経験等を有する者とする。

- 2 委員会は、委員5人以上で組織する。
- 3 委員の氏名及び職業は、公表する。
- 4 委員会は、調査及び審議を行う上で必要と認めるときは委員会に参考人を出席させて事情等を聴取し、又は資料を提出させることができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故等があり、委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職を代理する。

(任期)

第5条 理事長が委嘱する委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事長が委嘱する委員は、再任することができる。

(調査及び審議の方法)

第6条 委員は、第2条の任務を果たすため、機構の文書を調査し、機構の職員から意見を聞き、必要に応じて機構内のいかなる場所にも立ち入ることができる。

2 役職員は、委員会の調査及び審議に協力しなければならない。

3 理事長は、委員会の調査及び審議が円滑に行われるためにあらゆる努力を払うものとする。

(開催)

第7条 委員会は、審議等の必要に応じて理事長が招集する。

2 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の多数決をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 必要な場合には、委員会にかかる資料の回覧とこれに対する意見の提出等をもって、委員会の開催に代えることができる。この場合においては、次回の委員会においてその結果を報告する。

(調査チームの設置)

第8条 委員会は、調査及び審議を行う上で必要と認めるときは、職員からなる調査チームを設置することができる。

(理事長による報告)

第9条 理事長は、概ね半年に1度、委員会に競争性のない随意契約（少額随意契約及び不落随意契約を除く。）及び一者応札・応募による契約に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告しなければならない。

(意見又は改善の指導等)

第10条 委員会は、第2条の任務に関し、報告の内容又は審議した対象契約に係る不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、理事長に対し意見を述べ又は改善の指導等を行うことができるものとする。

(意見、指導等の反映)

第11条 理事長は、委員会から意見又は改善の指導等を受けた場合には、可能な限り誠実に機構の調達業務等に反映しなければならない。

(公表)

第12条 理事長は、委員会の議事概要、前条の意見及び改善の指導等を速やかに公表するものとする。

(守秘義務)

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。また、第12条に定める委員会の庶務を行う部署は、外部に委嘱した委員について同様の措置をとるよう依頼するものとする。

(事務局)

第14条 委員会の事務は、監事室が行う。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要に応じて委員会の運営等に係る必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日 29 (規程) 第6号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日 令05 (規程) 第5号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。